

H29. 30 栃木県建設工事入札参加事業者の皆様（重要）

H30. 3 栃木県

社会保険等未加入対策に係る建設工事請負契約書の改正等について

栃木県は栃木県建設工事請負契約書を改正し、平成30年4月1日以降に栃木県と契約を締結する工事について、一次下請業者を社会保険等加入建設業者に限定しました。（社会保険等加入適用除外事業者を除く。）

この改正に伴い、発注者に提出する施工体制台帳に社会保険関係書類の添付等が必要になります。

【概要】

(1) 一次下請業者を社会保険等加入建設業者に限定

受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方とすることはできません。（社会保険等加入適用除外事業者を除く。）

※ 発注者が一次下請業者に「特別の事情」(※1 (3)②参照)があると認め、当該業者が発注者の指定する期間内に社会保険等に参加する場を除きます。

【社会保険等加入適用除外事業者の例】

- ・健康保険：従業員が4人以下である個人事業主等
- ・厚生年金保険：従業員が4人以下である個人事業主等
- ・雇用保険：従業員が一人も雇用されていない法人等

(2) 契約違反に対する受注者への措置

社会保険等未加入建設業者を一次下請とすることは契約違反となりますので、受注者に対して指名停止と工事成績評定の減点の措置を行います。

(3) 受注者による一次下請業者の社会保険等の加入状況の確認と施工体制台帳の提出

① 確認の方法

下請契約の締結前に、一次下請業者の最新の総合評定値通知書（経営事項審査を受けていない場合は保険料の領収済通知書等）により、一次下請契約の相手方の社会保険等の加入状況を確認してください。

社会保険等加入の適用除外業者と契約を締結する場合は、受注者が「適用除外誓約書」を作成し提出してください。

※ 適用除外業者の該当の有無については、年金事務所等にご確認ください。

② 「特別の事情」の該当の有無の発注者への事前確認

「特別の事情」への該当の有無については、下請契約の締結前に発注者（監督員）に確認してください。（発注者から当該下請契約を締結しなければならない具体的な理由を記載した「理由書面」を提出するよう通知があった場合には、「理由書面」を発注者（監督員）あて提出します。

発注者が一次下請業者に下記の「特別の事情」があると認め、当該業者が発注者の指定する期間内（30日間）に社会保険等に参加した場合には、受注者は一次下請契約の相手方とすることができます。

○ 「特別の事情」とは

特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事、災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急工事であって、契約を締結しなければ契約の目的を達することができないような場合等。

○ 「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントができない場合
- ・発注者との契約締結前にあらかじめ下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請けとして施工していた場合

③ 施工体制台帳の提出

施工体制台帳には、一次下請業者の社会保険の加入または適用除外を証明できる書類を添付し、発注者に提出してください。

【社会保険加入または適用除外を証明する書類】

- ・社会保険等加入の場合
一次下請業者の最新の総合評定値通知書(経営事項審査を受けていない場合は保険料の領収済通知書等)
- ・社会保険等加入が適用除外の場合
受注者が作成した「適用除外誓約書」

(4) 請負代金内訳書に法定福利費を記載

発注者から請求があった場合には、法定福利費を記載した請負代金内訳書を作成し、発注者に提出してください。(第3条第4項追加)

(5) その他留意事項

二次下請以下については、社会保険等未加入建設業者との契約に限定していませんが、栃木県発注工事においては、可能な限り加入業者と契約するようお願いいたします。

※ 本県の社会保険未加入対策の取組内容、フロー図、Q&A、発注者への提出書類の様式等については、県ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/pref/nyuusatsu/koukyou/new-kei-top.html>

【参 考】 栃木県建設工事請負契約書に下記を追加

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することができる書類(以下「確認書類」という。)を発注者に提出しなければならない。

【問い合わせ先】

発注者(契約担当) ○○事務所○○課 ☎
社会保険等未加入対策の取組みについて 監理課工事管理担当 ☎ 028-623-2389